

## とかち広域消防事務組合 個人情報保護制度について

### ■ 個人情報保護制度とは

組合の実施機関が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、個人の権利利益を保護する制度です。

### ■ 組合における個人情報取扱いの原則は

- (1) 事務の目的に必要な範囲内で、本人から収集する。
- (2) 思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については収集してはならない。
- (3) 個人情報を取り扱う事務を登録し、取扱い目的や収集方法を明らかにする。
- (4) 個人情報は正確かつ最新なものに保ち、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理に努め、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、または消去しなければならない。
- (5) 個人情報を取り扱う事務を委託するときは、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

### ■ 開示の請求は

- (1) 自分の情報の開示を請求することができます。(開示請求)
- (2) 自分の情報に誤りがあれば訂正を求めることができます。(訂正請求)
- (3) 自分の情報が適正な手続きをとらずに利用・提供されているときは、利用等の停止を求めることができます。(停止請求)

### ■ 開示しない個人情報は

組合が保有している個人情報は、本人の開示の請求があった場合には開示することを原則としますが、例外として次の情報は開示できないことがあります。

- (1) 開示請求者の生命、健康、生活または財産を害するおそれのある情報
- (2) 開示請求者以外の者に関する情報
- (3) 法令等の規定または慣行として公にされ、または公にすることが予定されていない情報
- (4) 法人などの正当な利益が損なわれる情報
- (5) 犯罪の予防、人命の保護などに支障が生ずるおそれのある情報
- (6) 意思形成過程の情報で、公開することにより事務事業の執行に支障が生ずると明らかに認められる情報
- (7) 交渉、入札、試験などの事務事業の執行に支障が生ずると認められる情報